



令和2年3月2日	
連絡先	
雇用経済部	
中小企業・サービス産業振興課	
担当者	岩崎、松葉
電話	059-224-2447
FAX	059-224-2078
e-mail	shinsan@pref.mie.lg.jp

令和2年新型コロナウイルス感染症にかかる セーフティネット保証4号の地域指定を受けました

三重県は、中小企業信用保険法の規定に基づき経済産業省が令和2年新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業・小規模企業に対する資金繰り支援のため発動した「セーフティネット保証4号」について、地域指定を受けました。(令和2年3月2日付官報告示)

これに伴い、セーフティネット保証4号の対象となる県内全域の全業種の中小企業・小規模企業が、三重県中小企業融資制度のうち「セーフティネット資金(保証4号)」を利用することが可能になります。

詳細については、下記の通りです。県内中小企業・小規模企業の皆様におかれましては、ご利用のご検討をお願いします。

記

1. セーフティネット保証4号の指定について

(1) 県内指定地域

県内29市町(県内全域)

(2) 指定期間

令和2年2月18日から令和2年6月5日まで

(3) セーフティネット保証4号の概要

自然災害等の突発的事由により、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠(最大2億8千万円)で借入債務の100%を保証する制度です。

(4) 対象となる中小企業・小規模企業

令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1カ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

また、指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。(売上高等

の減少について、市町長の認定が必要です。)

2. 三重県中小企業融資制度「セーフティネット資金（保証4号）」について

(1) 融資の対象者

セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業・小規模企業及び組合

(2) 融資限度額

中小企業・小規模企業	1事業者あたり	最大8,000万円
組合	1組合あたり	最大1億1,000万円

(3) 融資利率

金融機関所定利率（金融機関が決定）

(4) 融資期間

10年以内

(5) 保証料率

年0.60%（県補助0.30%補助後）

(6) 保証枠及び保証割合

一般保証枠とは別枠で最大2億8,000万円（うち無担保8,000万円）

※保証協会が100%保証

(7) 取扱金融機関

県内に本支店等がある銀行、信用金庫など30金融機関

(8) 申込方法

セーフティネット保証4号について、主たる事業所が所在する市町長の認定を受けた後、取扱金融機関にお申し込みください。

(9) 補足

令和2年新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少幅が20%に満たない場合でも、「セーフティネット資金（保証5号）」が利用できる場合があります。（ただし、指定業種に含まれていることが必要です。）詳細は、県中小企業・サービス産業振興課（電話：059-224-2447）までお問い合わせください。

別添資料

利用可能な主な三重県中小企業融資制度一覧

令和2年3月2日現在

令和2年新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業・小規模企業向け
三重県中小企業融資制度（県融資制度）一覧

現在、資金繰り支援のため利用可能な、主な県融資制度は次の通りです。

資金名	セーフティネット資金		リフレッシュ資金
	保証4号	保証5号	
融資対象	県内全域の 全業種（指定なし）	指定業種のみ （現在、152業種が指定）	全業種（指定なし）
	売上高減少 前年比 1か月実績 + 2か月見込 20%以上	売上高減少 前年比 3か月実績 5%以上	売上高減少 前年比（※） 1か月実績 + 2か月見込 3%以上
融資 限度額	8,000万円（中小企業等の場合） ※保証4号及び保証5号合算の金額		5,000万円 （中小企業等の場合）
融資期間	10年以内		7年以内
利率	金融機関所定利率（金融機関が決定）		
保証枠	一般保証枠とは 別枠の特別保証 （保証4号及び保証5号合算の金額） 無担保8,000万円、普通保証2億円		一般保証枠 無担保8,000万円、 普通保証2億円
保証料率	0.60% （県0.30%補助後）	0.44% （県0.24%補助後）	0.45%～1.50% （県最大0.40%補助後）
保証割合	信用保証協会が100%保証	信用保証協会が80%保証 （金融機関が20%責任共有）	
市町長の 認定	必要		不要
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・2/21 地域指定を要請 ・3/2 県内全域が地域指定 ・指定期間 6/5 まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の業種指定 3/31 まで ・指定業種の拡大につき、中 小企業庁にて検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・2/5 制度改正 （融資対象の見直し）

※ 「リフレッシュ資金」は、前年・前々年・3年前のいずれかの同期と比較した減少実績等で判定

* いずれの資金も、取扱金融機関は、県内に本支店等を持つ銀行、信用金庫等30金融機関

* 上記の他、資金用途を問わない「小規模事業資金」、「創業・再挑戦アシスト資金」等も利用可能